

岩手県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
神の前歯科小児歯科医院	紫波郡矢巾町南矢幅第13地割29番地1	平成21年8月1日
平野内科医院	釜石市只越町三丁目3番3号	平成21年9月1日
雫石歯科医院	岩手郡雫石町上町東1番地5	〃